

《暫定ケアプランの取扱いについて》

問1 認定結果が「要介護」になることを想定して、暫定ケアプランで介護サービスを利用していましたが、認定結果が「要支援」だった場合に、ケアプランの自己作成とみなして、暫定ケアプランに位置づけていた訪問介護及び通所介護を総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスに置き換えることはできるか。

<回答>

○ケアプランの自己作成について

国のガイドラインによると「新しい総合事業における介護予防ケアマネジメントは、第1号介護予防事業として、地域包括支援センターによって行われるもの」とされており、「ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していない。」とされています。

よって、下記の対応をお願いします。

- ・ 暫定ケアプランの引き継ぎを地域包括支援センター又は委託を受けた居宅介護支援事業所との間でおこない、「介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」を市へ提出。
- ・ 給付管理票の伝送を行う。

※この場合、居宅介護支援費、介護予防支援費、介護予防ケアマネジメント費のいずれも請求できません。

○サービスの置き換えについて

サービス提供事業所が、介護予防・日常生活支援総合事業の指定を受けている場合は、下記のとおり置き換えることができます。

認定結果が「要支援」と見込まれる場合などは、必ず事前に地域包括支援センターにご相談ください。

<置き換えパターン>

○予想「要介護認定」 ⇒認定結果「要支援認定」

申請中に利用したサービス(暫定ケアプラン)	置き換えるサービス
訪問介護	(総)訪問型サービスA(A-1)
通所介護	(総)通所型サービスA

※要支援の利用限度回数以上利用していた場合や、要介護のみしか利用できない給付サービスを利用していた場合は、置き換えて請求できないため、全額自己負担となる

○予想「要支援認定」 ⇒認定結果「要介護認定」

申請中に利用したサービス(暫定ケアプラン)	置き換えるサービス
(総)訪問型サービスA(A-1)	訪問介護
(総)訪問型サービスA(A-2)	置き換え不可(全額自己負担)
(総)通所型サービスA	通所介護